

ご加入にあたってのご注意

被保険者の範囲

この保険の対象者(被保険者)は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限りです(退学等の場合は、原則中途退学の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。)

補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約
- 救済者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

\*1 総合生活保険(こども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、被保険者(この保険の対象となる学生)の親権者であり、かつ被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方とします。(被保険者が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

死亡保険金受取人の指定

傷害の死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人以外の方を、傷害の死亡保険金受取人として指定することはできません。法定相続人の範囲内の方を保険金受取人として指定する場合には所定の方法により被保険者の同意が必要となります。(被保険者が未成年者でかつ未婚である場合、この同意は被保険者の法定代理人(親権者等)が代理して行うことが必要です。)同意のない場合

には、保険契約が無効になります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

告知義務(ご加入時に取扱代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)等

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(引受保険会社の取扱代理店には告知受領権があります。)。告知事項は、以下の事項となります。

- 被保険者(保険の対象となる方)ご本人の生年月日
- 被保険者ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務
- 被保険者ご本人が加入する公的医療保険制度
- 他の保険契約等\* を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

\* 他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

●加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)についても併せてご確認くださいようお願いします。

通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に取扱代理店または引受保険会社に連絡していただく義務)

加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります。

- 被保険者(保険の対象となる方)ご本人がお仕事に従事している場合、または新たにお仕事に従事する場合、その職業・職務
- 被保険者ご本人が加入する公的医療保険制度

もし事故が起きたときは

- ①事故の通知:事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担さ

れた費用を確認する領収書等が必要です。

⑤賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

その他ご注意いただきたいこと

育英費用について

本パンフレット記載の育英費用は、育英費用保険金をお支払いした場合には効力を失います(その年度の育英費用分の保険料を返還できない場合があります。)

引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は保険期間が1年以内の場合は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)、保険期間が1年超の場合は

原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いませぬ。ご不明の点は、引受保険会社にお問い合わせください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。このパンフレットは、学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款になりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))補償の概要等」をご確認ください。(学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険については、本学の担当窓口学生課までお問い合わせください。)

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険(こども総合補償)のペットネームです。この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を被保険者とする学研災付帯学生生活総合保険(総合生活保険)団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

| 学生教育研究災害傷害保険(学研災)の補償内容                                                                                                                                                                                                               |         |              |                                   |                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------|-----------------------------------|------------------------|
| 教育研究活動中(正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く))は、本学が学生の福利厚生向上を目的に4年次までの全学部生の全員に対して手配している「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」の対象となります(加入手続きは本学で行います)。補償内容は下表のとおりとなりますが、補償が限定されているため「学研災付帯学生生活総合保険」のご加入をご検討ください。なお、学研災の詳細につきましては、本学学生課までお問い合わせください。 |         |              |                                   |                        |
| 補償範囲                                                                                                                                                                                                                                 | 死亡保険金額  | 後遺障害保険金額     | 医療保険金額                            | 入院加算金額(1日につき)(180日を限度) |
| 正課中・学校行事中のケガ                                                                                                                                                                                                                         | 1,200万円 | 72万円～1,800万円 | 治療日数に応じて定額 3千円～30万円(治療日数1日以上の場合)  | 4,000円                 |
| 上記以外で、学校施設内外のケガ<br>※大学に届出た課外活動中のケガを除く                                                                                                                                                                                                | 600万円   | 36万円～900万円   | 治療日数に応じて定額 6千円～30万円(治療日数4日以上の場合)  | 4,000円                 |
| 大学に届出た課外活動中のケガ                                                                                                                                                                                                                       | 600万円   | 36万円～900万円   | 治療日数に応じて定額 3万円～30万円(治療日数14日以上の場合) | 4,000円                 |

|         |                                                                                                         |                                                        |                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| お問い合わせ先 | <b>愛知工業大学学生生活総合保険相談デスク</b><br>☎ 0120-873-588 受付(土日祝日をのぞく 9:00～17:00まで)<br>IP電話からは0533-65-7341をご利用ください。  |                                                        | 学生教育研究災害傷害保険（学研災）<br>に係るお問い合わせ先<br><br>愛知工業大学 学生課<br><br>〈引受幹事保険会社〉<br>東京海上日動火災保険株式会社<br>TEL 052-201-2046 |
|         | 取扱幹事代理店                                                                                                 | 株式会社大岩保険事務所<br>〒442-0845 豊川市為町町木276 （TEL 0533-65-7341） |                                                                                                           |
| 引受保険会社  | 東京海上日動火災保険株式会社<br>担当室 名古屋営業第二金融公務室<br>名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル<br>TEL 052-201-2046 FAX 052-201-2043 |                                                        |                                                                                                           |

新入生の保護者の皆様へ

AIT 愛知工業大学

学研災付帯学生生活総合保険のご案内2018

(総合生活保険)  
「地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ」も対象となる天災危険補償特約付  
本制度は愛知工業大学が正式に推薦する保障制度です!

7つの補償で学生生活をしっかりサポート!

団体割引  
30%  
適用



- 1 個人賠償責任  
自転車事故やアルバイト中も補償!
- 2 学生本人のケガ  
ケガも病気も実費を補償!
- 3 学生本人の病気  
通院1日目から補償! 薬代も補償! (風邪1日でもご請求ください)
- 4 救済者費用等  
3日以上学生が入院した場合、駆けつける交通費・宿泊費を補償!
- 5 育英・学資費用  
扶養者に万一の事があった場合、一時金+学費実費を補償!
- 6 生活用動産(下宿生用)  
学生の生活用品・身の回り品を補償! ノート型パソコンもOK!
- 7 借家人賠償責任(下宿生用)  
大家さんへの補償。破損・汚損まで補償!

申込締切日 ■ 推薦入試合格者 平成30年1月31日(水)  
■ 一般入試合格者 平成30年3月30日(金)

お問い合わせ先  
愛知工業大学学生生活総合保険相談デスク  
0120-873-588 受付(土日祝日をのぞく 9:00～17:00まで)  
IP 電話からは 0533-65-7341 をご利用ください。



## 愛知工業大学の学研災付帯学生生活総合保険は、7つの補償で学生生活をしっかりサポート！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

**1** 自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

### 個人賠償責任保険金

学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、**法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。個人賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

示談交渉サービス が付帯されました

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。  
※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。



**2** スキー中に木に衝突し、骨折して入院したとき。

### 学生本人のケガ（天災危険補償特約付）

#### 死亡・後遺障害保険金（※3）

学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

（ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については本保険の補償対象となります。）

#### 治療費用保険金（※1）（※2）（※3）

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人が国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。

| 率  | 負担金    | 負担 |
|----|--------|----|
| 3割 | 4,380円 | 4割 |
| 金額 | 消費税等   | 優  |
| 割  | 円      |    |

**3** 風邪で通院したとき。肺炎で入院したとき。

### 学生本人の病気

#### 治療費用保険金（※1）（※2）

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償  
学生本人が病気にかかり国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等は除きます。）  
医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代も保険金として支払われます。

風邪で通院したときも1日目から補償



**4** 搭乗している航空機が遭難したとき。

### 救援者費用等保険金

学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、**捜索救助費用や交通費、宿泊料等**をお支払いします。



**5** 扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

### 育英・学資費用保険金（天災危険補償特約付）A B D E タイプ（※3）

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡したり、**重度後遺障害を被った場合**に補償します。（あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。）  
なお、Aタイプ・Dタイプをお選びいただいた場合は、急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

- 払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。
- ◆**育英費用保険金（ケガ）**  
育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。
- ◆**学資費用保険金（ケガ・病気）**  
お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

（※3）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

**6** 空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

### 生活用動産保険金 D E F タイプ

国内で本人が**所有する家財**が盗難等の偶然な事故で**損害を受けた場合**に保険金をお支払いします。

免責金額（自己負担額） 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。



**7** ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

### 借家人賠償責任保険金 D E F タイプ

国内で学生本人が火災や水漏れ等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、**家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。



充実のアシスタンスサービス 専用フリーダイヤル

### ●メディカルアシスト●

常駐医師が、24時間・365日学生をサポート

#### 転院・患者移送手配

旅先の自動車事故で入院したが、引き続き自宅近くの病院に転院して入院治療したい。（費用はお客様のご負担となります）



#### 医療機関案内

合宿先で急にお腹が痛くなった。最寄りの病院を至急知りたい。

#### 専門医相談【予約制】

最近、目が疲れる。どんなことに注意したらいいだろうか。

#### 緊急医療相談

急に激しい頭痛に襲われた。救急車を呼んだほうがいいだろうか。

#### がん専用相談窓口

がんに関するさまざまな悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

尚、電話番号は、後日配布するご案内チラシに記載しています。  
※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。 ※このサービスメニューは、予告なく変更・中止となる場合がありますので、ご了解ください。  
※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者へ、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職経級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。  
以下に該当する職業に継続的に従事している方は職経級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。）「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」（以上6職種）

### ご加入タイプ

地震・噴火・津波によるケガも補償

天災危険補償特約付

## （ 自 宅 生 用 ）

A タイプ

B タイプ

C タイプ

## （ 下 宿 生 用 ）

D タイプ

E タイプ

F タイプ

#### 1 個人賠償責任（※1）

1事故 国内：3億円 国外：1億円 限度

#### 2 死亡・後遺障害（※2）

300万円

300万円

#### 3 入院・通院（※3）

治療費用実費

治療費用実費

#### 3 入院・通院（※3）

治療費用実費

治療費用実費

#### 4 救援者費用等

300万円

300万円

#### 5 育英費用（※4）

100万円

100万円

100万円

100万円

#### 5 学資費用（※4）（※5）

100万円

100万円

補償対象外

100万円

100万円

補償対象外

#### 5 学資費用（※4）（※5）

100万円

補償対象外

100万円

補償対象外

#### 6 生活用動産（※6）

補償対象外

50万円

#### 7 借家人賠償責任（※6）

補償対象外

300万円

#### 2022年3月卒業予定者

学部生用（4年間分保険料）

80,790円

50,010円

43,260円

86,780円

56,000円

49,250円

1日あたり

（約55円）

（約34円）

（約30円）

（約59円）

（約38円）

（約34円）

#### 2020年3月卒業予定者

大学院生用（2年間分保険料）

33,870円

25,650円

23,270円

37,080円

28,860円

26,480円

1日あたり

（約46円）

（約35円）

（約32円）

（約51円）

（約40円）

（約36円）

- （※1）情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
- （※2）教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- （※3）お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- （※4）独立生計の学生はお選びいただけません。C・Fタイプをお選びください。
- （※5）学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日まで）はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。
- （※6）下宿生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。

上記保険料は、全国の被保険者（保険の対象となる方）数が10,000人以上の場合の割引率【30%】が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。5月以降の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

### ご加入方法と加入者証の発行

#### 1

上表より**ご希望の補償内容**をお選びください。  
※保険期間は選べません。卒業までの一括払いとなります。

A B C D E F

#### 2

保険料をご確認のうえ、記入例に従い、同封の「**払込取扱票**」に**必要事項**をご記入ください。



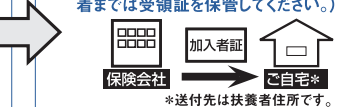
#### 3

ゆうちょ銀行または郵便局から**保険料をお振り込み**ください。（振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は払込人負担となります。）



#### 4

**加入者証**を保険期間開始日の2ヵ月後を目処にお送りします。（加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。）



### お申込締切日

- 推薦入試 合格者 平成30年1月31日（水）
- 一般入試 合格者 平成30年3月30日（金）

（公財）日本国際教育支援協会のスケールメリット（**団体割引30%適用**）により保険料が割安

加入タイプ A タイプ「4年間」の補償内容で 比較

団体割引0% 115,410円

34,620円 割安

本制度で加入 **80,790円**  
（1日あたり 約55円）